

4 新食第 3074 号  
令和 5 年 4 月 3 日

全日本菓子協会会長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の一部改正について

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部において、日本の食文化の海外普及を目的に、調理又は製菓の学校を卒業した外国人留学生が、日本国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度（最長 5 年）として、日本の食文化海外普及人材育成事業を実施している。

今般、本事業の適正な運用に当たり、指導体制の明文化、事務手続きの合理化等の観点から、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の一部改正を別添のとおり行ったので通知する。

については、貴協会会員の事業者等に周知が図られるよう特段の御配慮をお願いします。